

「南島原市都市計画マスタープラン（改訂素案）及び

立地適正化計画（素案）」への意見募集結果

1. 意見募集期間

令和7年1月6日(月) ～ 令和7年1月31日(金)

2. 意見募集状況

- 1) 応募者数 1件
- 2) 意見件数 7件

3. 意見への対応区分とその件数

対応区分	内 容	件 数
A	意見を踏まえて素案を補修修正、又は追加記載したもの	3
B	事業実施にあたって考慮すべき事柄として参考とするもの	1
C	既に記載済み・対応済みのもの	
D	反映が困難なもの	
E	感情、感想、質問等に対する回答を行ったもの	3

4. 意見の要旨とこれに対する市の考え方

計画（案） の当該箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方	対応 区分
都市計画マスタープラン 3 ページの図2、 および、立地 適正化計画 （素案）2ペー ジの図1	都市計画法第18条第1項には「都道府県は、関係市町村の意見を聴き、…」となっていますが、図には南島原市の都市計画は長崎県の都市計画に「即す」という矢印しか無く、南島原市から長崎県側への矢印が有りません。長崎県の都市計画が南島原市民に不都合がある場合には意見を上程して改善を求めるべきと思いますが、そのような意識は無いのでしょうか？	図2は都市計画法により南島原市都市計画マスタープランが、県が定める都市計画区域マスタープランに即して定められることを表したものになります。 両マスタープランの変更の際には相互に補完しながら整合をとって策定されることが重要であると考えため、長崎県と当市の間で、意見聴取等を通じて、市としての意見を上げ、改善を求めています。	E

<p>都市計画マスタープラン 85 ページの表 5、および、立地適正化計画（素案）112 ページの表 29</p>	<p>都市計画法第 77 条の 2 第 1 項、および、南島原市都市計画審議会条例第 2 条(2)において「審議会は市長の諮問に応じて都市計画に関する事項について調査審議する」となっていますが、表に示されたスケジュールでは諮問が出されるのが令和 7 年 3 月であり、審議会は諮問を受けることなく勝手に調査審議を始めていようになっています。手続きとしておかしいのではないのでしょうか？</p>	<p>諮問と答申については令和 7 年 3 月に実施予定ですが、実績により、日付を掲載いたします。</p> <p>諮問に関しては、昨年度から都市計画審議会へ経過報告を行ってきた都市計画マスタープランと立地適正化計画について市長から都市計画審議会に対して諮問を行います。そのうえで、都市計画審議会において調査審議していただき、答申となります。</p> <p>その後、必要に応じて計画の内容を修正したうえで都市計画マスタープランの改定、立地適正化計画の策定に至る予定となっております。</p> <p>表の記載内容について表現の方法を改めます。</p>	<p>A</p>
	<p>審議会の答申も令和 7 年 3 月となっており、諮問が出された後、審議会を開催しないですぐに答申を出す計画になっています。これは審議会が勝手に行った調査内容に合わせて諮問を作るといことなののでしょうか？</p>	<p>前意見の回答において諮問と答申の流れを回答させていただいております。</p> <p>なお、都市計画審議会では、都市計画マスタープランの改訂素案及び立地適正化計画の素案を作成する機関ではございません。当該審議会は委員会において作成した素案について諮問を受け、調査審議する機関となります。</p> <p>表の記載内容について表現の方法を改めます。</p>	<p>A</p>

	<p>審議会からの答申を都市計画マスタープラン等に織り込んでからパブリックコメントを実施すべきと思いますが、パブリックコメントが終了した後に答申が出る計画となっています。審議会の存在意味は無いということでしょうか？</p>	<p>パブリックコメントにおいて提出された住民意見の内容と、それに応じた修正について都市計画審議会において報告します。</p> <p>その上で、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について答申する流れとしております。</p> <p>表の記載内容について表現の方法を改めます。</p>	A
	<p>審議会の情報が公開されておらず、ブラックボックス審議会となっています。現在、南島原市は道の駅サテライトオフィス問題で補助金の不透明な流れなどが問われている状況にあり、ブラックボックス審議会など許容されるものではありません。審議会の委員名簿、諮問文書、会議資料、議事録、答申文書は公開してください。</p> <p>審議会委員は学識経験者(6人以内)、市議会議員(6人以内)、関係行政機関職員(3人以内)、臨時委員(若干人)、幹事(市職員から若干人)から構成されることになっており、学識経験者については専門分野を、関係行政機関職員、臨時委員および幹事については所属と、出向や派遣の場合には出向元や派遣会社なども明らかにしてください。</p>	<p>本審議会は、委員の自由な意見を出していただくことを目的とし、委員名簿や議事録等を公表する予定としておりませんでした。</p> <p>今回の意見を参考に、今後都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改訂にあたっての会議では、公表の有無を検討してまいります。</p> <p>諮問と答申の文書については、計画の公表と同時に公表する予定です。</p>	B

	<p>審議会の他に庁内検討委員会、策定委員会がありますが、それぞれの役割と関係について説明してください。</p>	<p>庁内検討委員会、策定委員会にて都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の内容について検討を行う役割となっております。</p> <p>庁内検討委員会を経て、策定委員会にて審議いただくこととなっています。</p>	<p>E</p>
	<p>南島原市都市計画マスタープランにはコンパクトシティー化の内容も含まれており、居住の誘導などについては都市計画法第16条の公聴会を開催して住民の意見を反映させる必要があると思いますが、スケジュールには公聴会の記載が無いようです。公聴会は開催しないのでしょうか？</p>	<p>公聴会の実施予定はありませんが、本市ではこれまで都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に当たり、住民アンケート、住民懇談会（高校生を対象）及び今回のパブリックコメントを実施し、住民の意見を聴取し、その内容を計画に反映しております。</p>	<p>E</p>